

職員の懲戒処分について

本市消防職員を令和7年7月11日付で懲戒処分といたしました。

1. 処分年月日

令和7年7月11日

2. 事件の概要

令和7年6月19日（木）に、海南省消防本部下津消防署警防第一班警防係長の則村悟消防司令補が道路交通法違反（酒気帯び運転）により現行犯逮捕された。

3. 処分内容

(1) 被処分者

下津消防署警防第一班警防係長 則村 悟（43歳・男性）

(2) 処分内容

懲戒免職

(3) 処分根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

(4) 監督責任

下津消防署長 訓告（文書）

下津消防署警防第一班班長 厳重注意（文書）

下津消防署警防第一班専門員 厳重注意（文書）

4. 消防長コメント

市民の安全・安心を守るべき立場である消防士が、重大な交通法違反を犯したことは、市民の皆様の信頼を大きく損なうものであり、深くお詫び申し上げます。

消防本部としましては、再発防止を徹底するとともに、職員一丸となって職務に邁進し、一日も早く市民の皆様の信頼を回復できるよう努めてまいります。

※問い合わせ

海南省消防本部総務課 TEL 073-483-8710